

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく  
荒川水系（東京都）の減災に係る取組方針  
（案）

平成28年9月29日

**荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会**

千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、東京消防庁（オブザーバー）

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

荒川水系(東京都)においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として取組を進めることとし、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)、東京消防庁(オブザーバー)で構成される「荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 6 月 22 日に設立した。

本協議会では、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が平成 32 年度までに計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめたものである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組む、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
千代田区	区長
中央区	区長
港区	区長
文京区	区長
台東区	区長
墨田区	区長
江東区	区長
北区	区長
荒川区	区長
板橋区	区長
足立区	区長
葛飾区	区長
江戸川区	区長
東京都	総務局 総合防災部長 建設局 河川部長
内閣府	企画官
気象庁	東京管区气象台 気象防災部長
独立行政法人水資源機構	本社関東事業担当 特命審議役
国土交通省関東地方整備局	荒川上流河川事務所長 荒川下流河川事務所長 二瀬ダム管理所長

オブザーバー機関	構成員
東京消防庁	警防部 特殊災害課長

### 3. 荒川水系(東京都)の概要と主な課題

#### ■荒川水系(東京都)の地形・社会経済等の状況

荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は、日本の人口の約 8% にあたる約 976 万人で、その多くは、沖積低地、台地、丘陵に集中している。特に東京都内の沿川の人口密度が約 14,100 人/km<sup>2</sup> と全国一級水系中最も高く、また、我が国の政治・経済の中核機能が集積した地域である。

下流域には昭和 20 年代頃からの地下水の汲み上げ等を原因とする地盤沈下により広大なゼロメートル地帯が形成され、特に低いエリアの広がる江東デルタ内では普段から排水機場が稼動し江東デルタ内の河川の水位を低く維持している。

このような特性を有する荒川において、大規模氾濫が発生した場合には、短時間で広範囲の人口集中地域が浸水すると共に、氾濫流の影響により多数の家屋倒壊等の被害発生が考えられる。また、広大なゼロメートル地帯では流入した氾濫水が自然排水できず、広範囲で浸水が2週間以上継続し、電気、ガス、上下水道、通信などライフラインの長期停止も想定され、孤立した場合に生活環境の維持が困難な状況となる。

さらに、洪水浸水想定区域内には地下鉄・地下街などの地下空間や東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在することから、地下空間における人的被害の発生や地下鉄機能の麻痺、さらには我が国全体の経済活動への波及的影響も懸念される。

このような状況から、荒川水系(東京都)に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減に関する取組が急務となっている。

#### ■過去の被害状況と河川改修の状況

明治 43 年 8 月に、荒川をはじめとする多くの河川の破堤・氾濫に伴い家屋全・半壊及び流失 18,147 戸、床上・床下浸水 262,595 戸の洪水被害を契機とし、明治から昭和初期にかけて下流域で延長 22km の放水路を開削したほか、中流部において広い川幅を確保し横堤を整備した。また、その後も着々と治水安全度の向上を図るためのハード対策を実施してきている。上流部ではダムの整備、中流部では広い川幅を活かした調節池の整備を実施するとともに、中下流部では、この地域の治水上の要となる長大な堤防の整備(築堤、堤防の嵩上げ・拡幅、浸透対策、高規格堤防)等を着実に進めてきている。近年、荒川下流部において破堤は生じていないものの、堤防断面の不足や河道断面の不足、また桁下高の低い橋梁があることにより、計画高水流量を安全に流下させることができない状況にある。

## ■大規模氾濫時の特性や課題

荒川水系(東京都)での大規模氾濫時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 東京都内の洪水浸水想定区域内の人口は約300万人と想定され、また、長期間の浸水が想定される範囲にも多くの人々が生活しており、ほぼ全域が浸水することが想定される自治体も存在
- 広範囲に広がる地盤沈下に伴うゼロメートル地帯に流入した氾濫水の自然排水は期待できず、2週間以上浸水が継続し、電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが長期にわたり停止するため、孤立時の生活環境の維持がきわめて困難
- 膨大に存在する地下空間へ氾濫水が流入し、地下空間からの逃げ遅れにより人的被害が発生し、また地下鉄等の機能が麻痺
- 東証一部上場の大手企業の本社や、銀行及び証券・商品先物取引企業が浸水し、我が国の経済活動が麻痺

#### 4. 現状の取組状況

荒川水系(東京都)における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果は、以下のとおりである。

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
想定される浸水リスクの周知	○想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を公表しており、今後氾濫シミュレーション結果も公表予定	
	●洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの見直しが必要	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、荒川下流河川事務所長から関係自治体の首長に対して情報を伝達(ホットライン) ○荒川タイムライン(試行版)を策定するとともに、タイムライン時刻の情報提供等を実施	
	●長時間先の河川情報の提供が求められている	B
避難勧告等の発令基準	○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令 ○国土交通省と気象庁が行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報、気象警報等を参考に、避難勧告等を発令	
	●洪水に関する避難勧告等の発令基準について、より詳細な発令基準を定め、実践的な防災情報の共有方策や日頃からの訓練を充実させる必要がある。	C
	●大規模水害時に広域避難の適切な判断が求められている。 ●江東5区大規模水害対策協議会にて「江東5区大規模水害避難等対策方針」を策定したところ。今後は江東5区広域避難推進協議会にて広域避難及び関連する課題への具体化に向けた検討を行う必要がある。	D
避難場所・避難経路	○水害時用の避難場所、避難所を指定し、洪水ハザードマップ等で周知	
	●広域避難の際の避難施設、避難経路、避難方法が明確になっていない。	E
住民等への情報伝達の体制や方法	○避難勧告等の情報を、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、フェイスブック等多様な手段で伝達	
	●情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうかは課題で、伝達の方法や防災に関する知識の向上等についての工夫や改善が必要である。	F
	●災害時に情報を入手することが困難な要配慮者への情報伝達に課題がある。	G
避難誘導體制	○避難誘導は、区、警察、消防、自主防災組織が連携して実施	
	●警察や消防団等と連携し、役割分担を明確にした避難誘導體制について検討が必要である。	H
	●広域避難の際の交通手段の明確化が必要である。	I
	●広域避難が想定される場合には不要不急の立ち入りを回避する必要がある。	J

## ②水防に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
河川水位等に 係る情報提供	○ホームページ等で河川情報等を提供	
	●河川情報について、区民に向けたわかりやすい情報発信が必要である。	K
	●河川管理者が一般公開している河川水位等のホームページを区民等に周知していくことが必要である。	L
河川の巡視・ 水防活動の実 施体制	○重要水防箇所（国管理河川）及び水防上注意を要する箇所（都管理河川）を中心に巡視	
	●河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び体制の強化が必要である。	M
	●過去の経験等から巡視箇所を設定しているが、出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題である。	N
水防資機材の 整備状況	○土のう、ポンプ等各種の水防資機材を、庁舎、水防倉庫等に備蓄	
	●現有の資器材で行う水防工法を行える職員が少なくなっているため、職員の確保や新技術の活用を進めるとともに、新技術を活用した水防資器材を準備していくことが必要である。	O
市町村庁舎、 災害拠点病院 等の水害時に おける対応	○庁舎について止水板などの風水害資器材を整備し、万一、浸水等により活用が不能となった場合、災害対策本部の代替施設を用意	
	●大規模水害時は浸水が想定される病院がある。	P
	●庁舎、災害拠点病院等の水害時の対応に関して、明確な規定がないため、新たに検討が必要である。	Q

## ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
排水施設、排 水資機材の操 作・運用等の 水害時におけ る対応	○排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保	
	●排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる懸念がある。	R
ダムの操作運 用	○ダムの操作は、操作規則等に基づき実施	
	●下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法等について検討が必要である。	S

## ④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況	○荒川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕に基づき、戦後最大洪水（昭和22年9月カスリーン台風）と同規模の洪水等が発生しても災害の発生を防止することを目標として、堤防整備等を実施	
	●引き続き堤防整備が必要である。	T
	●橋梁の桁下高やその周辺の堤防高が計画堤防高に対して低い箇所があり、対策を実施していく必要がある。	U
	●計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装を実施していく必要がある。	V

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

荒川下流域の地形・社会特性を踏まえ、荒川水系(東京都)で発生し得る大規模水害に対し、  
「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないこと」を目指す。

### 【目標達成に向けた主な取組】

荒川(東京都)における災害防止を目標として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

### 【取組の方向性】

本協議会では、上記を踏まえ、主に以下の取組を行うものとする。

#### ◎洪水を河川内で安全に流すための取組

- ・洪水を河川内で安全に流す対策

#### ◎大規模氾濫に対する被害軽減のための取組

##### (1) 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ・基盤整備対策
- ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
- ・タイムラインの策定・運用
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策

##### (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組

- ・危機管理型ハード対策
- ・効果的な水防活動を行うための水防体制強化

##### (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

- ・施設の耐水化
- ・排水計画作成及び訓練の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。



## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 1) 洪水を安全に流すための取組

各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>				
	優先的に実施する堤防整備(橋梁部周辺対策)	U	平成 31 年度	関東地方整備局
	堤防整備	T	引き続き実施	関東地方整備局
	橋梁対策等の実施	U	引き続き実施	関東地方整備局

### 2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組

各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

#### ①命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
<b>■基盤整備</b>				
	円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災行政無線等)を整備	E	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	簡易水位計や量水標等の設置	K	平成 28 年度から実施	関東地方整備局
	長期的な水位予測が可能なシステムの整備	B C D	平成 28 年度から実施	関東地方整備局
	浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>				
	想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	L	実施済み	関東地方整備局
	想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションの公表	L	平成 28 年度	関東地方整備局

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
	浸水特性を考慮した避難計画の策定	D E H I J	平成 28 年度から順次実施	内閣府、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知	A E	平成 28 年度から順次実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの整備	E F	平成 28 年度から順次実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施	P Q	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	B C D	平成 28 年度から実施	中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
<b>■タイムラインの策定、運用</b>				
	荒川下流タイムラインの策定・運用	B C D	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	実践的な訓練の実施	B	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、墨田区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	平成 29 年度から実施	気象庁
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>				
	水害時の事前準備に関する問合せ窓口の設置	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、気象庁、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
	小中学校における水災害教育の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	教員を対象とした講習会の実施	F	平成 28 年度から順次実施	関東地方整備局、水資源機構、気象庁、千代田区、中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
	出前講座等を活用した講習会の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構、気象庁、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料作成の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、区民向け周知	F G	平成 28 年度から順次実施	関東地方整備局、水資源機構、気象庁、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	《再掲》 気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	平成 29 年度から実施	気象庁
	風水害の体験型訓練の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構、東京都、千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区
	職員の出水時の知識・経験の継承	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、千代田区、中央区、台東区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
<b>■垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策</b>				
	垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実施	F	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
	垂直避難者の被害の低減に向けた対策を実施	D	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区

## ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
<b>■危機管理型ハード対策</b>				
	堤防天端保護の実施	V	平成 31 年度	関東地方整備局
<b>■既設ダムの危機管理型運用方法の確立</b>				
	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	S	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、水資源機構
<b>■効果的な水防活動を行うための水防体制強化</b>				
	消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	M	引き続き実施	関東地方整備局、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	毎年、水害リスクの高い箇所 の共同点検を実施	M	引き続き実施	関東地方整備局、気象庁、東京都、墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	N	引き続き実施	関東地方整備局、気象庁、東京都、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
	水防活動の担い手となる消防団や水防協力団体の募集・指定促進	O	引き続き実施	千代田区、中央区、墨田区、北区、足立区、江戸川区
	迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備	O	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区
	排水施設の耐水化を実施	R	平成 29 年度から実施	関東地方整備局、東京都

## ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
<b>■施設の耐水化</b>				
	《再掲》 排水施設の耐水化を実施	R	平成 29 年度から実施	関東地方整備局、東京都
	《再掲》 浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	平成 28 年度から実施	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
<b>■排水計画作成及び訓練の実施</b>				
	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、東京都
	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練の実施	R	平成 28 年度から実施	関東地方整備局、内閣府、水資源機構、東京都、千代田区、中央区、台東区、墨田区、江戸川区

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

1. 現状の水害リスク情報や取り組み状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区		
現状	<p>・タイムライン(事前行動計画)に基づき対応できるものは対応する。</p> <p>・タイムラインに基づかない風水害については具体的な判断基準を設けていないため、避難等が必要な状況にあると認められる場合に、区長が気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。</p>	<p>・平成26年9月に内閣府が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定し、判断基準をわかりやすく具体的に示すとともに、空振りを恐れず早めに夜間であっても避難勧告等を出すことを基本とするなどの考えを示した。本区ではこれに基づき次の判断基準とする。</p> <p>(1) 洪水(荒川のはん濫に伴うもの)</p> <p>本区では荒川のはん濫に伴う洪水被害が想定されるが、本区に浸水が始まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示等の判断をする</p>	<p>【避難準備情報】 下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <p>・荒川はん濫危険情報(国土交通省と気象庁が共同で発表)が発表された場合</p> <p>・荒川はん濫警戒情報(国土交通省と気象庁が共同で発表)が発表され、深夜・早朝に荒川はん濫危険水位に到達することが見込まれる場合</p> <p>【避難勧告】</p> <p>・荒川はん濫発生情報(国土交通省と気象庁が共同で発表)が発表された場合</p> <p>【避難指示】</p> <p>・浸水の状況により、必要に応じて発令する。</p>	<p>【避難勧告の発令基準】 ※荒川氾濫における発令基準は未規定(外水氾濫)</p> <p>以下のいずれかに該当した場合に避難勧告を発令する。</p> <p>①東京都及び気象庁から「神田川氾濫危険情報」が発表された場合</p> <p>②神田川の水位計(5箇所)のうちいずれか1つの水位が警戒水位(区)または氾濫危険水位(都)を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、神田川上流に多量の降雨が予想される場合。</p> <p>③神田川の水位計(5箇所)のうちいずれか1つの水位が警戒水位(区)または氾濫危険水位(都)を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。(内水氾濫)</p> <p>・神田川の外水氾濫区域に避難勧告が発令され、かつ区内雨量局(5箇所)のいずれか一つの雨量が1時間警戒雨量(50mm/h)に到達し、さらに降り始からの累計雨量が150mmを超え、気象情報、降水短時間予報で区内にさらに50m/h以上の降雨が予想される場合。</p>	—	—	<p>・現状では、墨田区地域防災計画のとおり基準を定めているが、江東5区大規模水害対策協議会の中で発令基準を改めて検討しているところである。</p> <p>・避難準備情報:荒川はん濫警戒情報が発表されたとき等</p> <p>・避難勧告:荒川はん濫危険情報が発表されたとき等</p> <p>・避難指示:荒川隅田水門(表)の水位が計画高水位に達したとき等</p>	<p>・避難準備情報:岩淵水門上の水位がAP6.00mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>・避難勧告:岩淵水門上の水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>	—	<p>・避難準備情報:熊谷、治水橋、岩淵水門上のいずれかで氾濫警戒情報が出た時</p> <p>・避難勧告:熊谷、治水橋、岩淵水門上のいずれかで氾濫発生情報が発表された時、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、または発表されるおそれがある時</p>	<p>①避難準備情報…基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。</p> <p>②避難勧告…基準地点の水位がはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合。基準地点の水位が避難判断水位の上昇が見込まれる場合。</p> <p>③避難指示…基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき速やかに発表。</p>	<p>・河川… 板橋区を流れる河川(石神井・新河岸・白子・荒川)の水位データと区を対象とした気象警報等の発表により判断。</p> <p>・土砂災害… 土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を対象に避難準備情報を発令する。その後の気象状況や土砂災害の発生した場合には、避難勧告・避難指示に切り替える。</p>	<p>・避難判断水位…岩淵水門の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>・避難勧告…岩淵水門の水位が氾濫危険水位に達したとき</p> <p>・避難指示…岩淵水門の水位が氾濫危険水位を超え、護岸高まで水位が近づいたとき</p>	<p>【避難準備情報(荒川沿川、西部地域):岩淵水門上の避難判断水位に到達することが明らかでない場合、(東部地域):岩淵水門上の避難危険水位に到達した場合は、(東部地域):区内もしくは区周辺で越水が発生した場合、もしくは越水することが明らかであると予想される場合</p>	<p>【避難準備情報】 岩淵水門(上)が氾濫注意水位4.10mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</p> <p>【避難勧告】 岩淵水門(上)が避難判断水位7.00mに到達し、更に上昇するおそれがあるとき</p> <p>【避難指示】 岩淵水門(上)が氾濫危険水位7.70mに到達したとき</p>
課題	<p>・タイムラインに基づかない風水害について、避難勧告を発令する判断基準が明確に定まっていない。</p>	<p>・本区地域防災計画に定める洪水に関する避難勧告等の発令基準について、より詳細な発令基準を定めていく必要がある。</p> <p>・今後、荒川下流タイムラインの運用等で詳細な判断基準を検討していく。</p> <p>・国や都との情報共有のあり方について、より実践的な方策や日頃からの訓練を充実させる必要がある。</p>	<p>・避難情報の円滑な伝達について引き続き検討を要する。</p>	—	—	<p>・実際の大规模水害時に区長の判断で、深夜等の時間帯に区民の安全を確保しながら、避難勧告等を的確に発令できるかが課題である。基準だけでは発令を判断するのは実際には難しいところがある。</p>	<p>・広域避難の必要を考慮すれば、より早い段階での発令が必要だと思われるが、確かな基準がない。</p>	—	<p>・区内のほとんどの区域が浸水する想定の中で、その区域の区民を安全に広域避難させるための避難勧告・指示等の発令基準の設定が難しいのが現状である。</p>	<p>・特に深夜等の時間帯において、区民の避難と避難所開設を安全確実に行うためには、基準だけで判断するのは難しいところがある。</p>	—	—	<p>・経済活動を止めてしまうほどの大規模な避難勧告等を発令するだけの判断基準がない。</p> <p>・下流域全体での広域避難を実施する基準が不明確。</p> <p>・大規模水害時は、国、都において発令してほしい。</p>		

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
避難場所・避難経路	現状	【避難場所】 千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）により周知。なお、浸水想定区域の見直しに伴い平成29年度に千代田区洪水避難地図の見直しを行う予定である。 【避難経路】 区として避難経路は指定していない。	・地域防災計画において洪水・浸水の場合における指定緊急避難場所を次のとおり指定  避難所となる予定施設（防災拠点）一覧にある施設、副拠点となる予定施設一覧のうちのほととプラザはるみ、区役所、日本橋区民センター及び月島区民センター	・避難場所については港区浸水ハザードマップに記載 避難経路は記載なし	・文京区水害ハザードマップにて周知	・台東区洪水ハザードマップにより周知（全戸配布）	・墨田区洪水・都市型水害ハザードマップにより周知している。	・江東区洪水ハザードマップにより周知	・東京都北区洪水ハザードマップにより周知	・国土交通省が本年5月に公表した荒川流域の洪水浸水想定に基づき、新たに洪水ハザードマップを作成し、8月に全戸配布した。 ・ハザードマップには、避難の考え方（広域避難が原則）、指定緊急避難場所、アンダーパス等の危険箇所等を記載している。	・板橋区洪水ハザードマップにより周知	・広域避難が必要と考えている	・各地域ごとに、避難する方向は洪水ハザードマップで定めている。 ・避難経路は定めていない。	・避難場所：区内（大島小松川公園、葛西南部地区）2箇所、区外（国府台）1箇所 ・避難経路：指定なし
	課題	—	—	—	—	—	・大規模水害時には、水が引くには2週間ほどかかるといわれているので、垂直避難より広域避難を考えていく必要がある。	・ハザードマップ改定時に「江東区避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等の内容を反映させる必要がある。 ・避難の際の収容先が具体的に設定されていない。	—	・区民が震災時と水害時の避難方法（水害時は高台への避難が原則）を混同しないために、いかに区民へ周知を図るか。 ・広域避難時の公共交通機関等の避難方法、広域避難先の調整を進める必要がある。	—	・具体的な避難場所や避難経路等が未確定である	・区内に避難をする場合でも、中川を越えて数キロを徒歩で避難をする必要があるが、避難経路については整理されていない。	・区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。 ・広域避難先の調整については、国や都県による主導的な対応が必要である。
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	・避難場所及び避難の方法等について、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール配信サービス、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等により住民に周知する。  ・なお、避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、避難準備情報を伝達する。	・防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビ、広報車等	・防災行政無線、登録制防災メール、Lアラート、緊急速報メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報車など	・HP、SNS、文の京安心・防災メール、Lアラート、CATV、防災行政無線、緊急速報メール、直接的な声かけ、広報車	・ホームページ ・ツイッターなどのSNS ・たいとう防災気象情報メール ・Lアラート（公共情報コムズ） ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・直接的な呼びかけ（警察、消防等の防災関係機関） ・広報車（区広報車、青色パトロール車等）など、すべての情報伝達手段	・避難の勧告又は指示を発令した場合、以下の方法によって住民に情報を伝達する。 ア 防災行政無線 イ Lアラート ウ 区のホームページ、ツイッター エ 安全・安心メール、緊急速報メール オ 広報車 カ 報道機関（テレビ・ラジオなどへの協力依頼）	・避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、防災車、区職員・消防団員等による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・伝達方法としては、上記以外に、インターネット（ホームページ、江東区防災関連ツイッター、こうとう安全安心メール、各社緊急速報メール）、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送、報道発表、Lアラート、その他あらゆる方法を使って伝達することとしている。	・広報車、防災無線（スピーカー）、インターネット、エリアメール、ケーブルテレビなどから避難の呼びかけを行う	・区防災行政無線（屋外子局、個別受信機）※放送内容の短文化など区民が聞き取りやすい対策を講じる。 ※聞き取れない場合、「屋外スピーカー電話応答サービス」を運用し、情報伝達の強化を図っている。 ・移動系無線（庁有車等の利用） ・ホームページ ・エリアメール など ・防災アプリ ・ツイッター ・フェイスブック 等	①防災行政無線屋外拡声子局（放送塔）による放送 ②防災・緊急情報メール、Lアラート、区公式ホームページ・フェイスブック・ツイッターによる伝達 ③広報車等による広報・伝達 ④区職員、警察、消防、消防団、その他関係機関による直接的な呼びかけ	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、以下の手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。  防災行政無線 広報車 エリアメール（docomo） 緊急速報メール（softbank、KDDI） 安全・安心情報メール、電話・FAX（登録している聴覚・視覚障害者） 区ホームページ 区公式フェイスブックページ 区公式ツイッター かつしかFM J.COM東葛・葛飾	・防災行政無線（デジタル化）、FMえどがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP	
	課題	・外国人に対する迅速かつ的確な情報提供の方法	—	・防災行政無線の難聴対策を実施している。	—	—	・情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうか課題である。	—	—	・より多くの区民が防災行政無線を聞けるよう、無線機器の調整を随時行う。	・平成27年9月の台風に伴う大雨で区一部地域に避難準備情報を発令したが、避難した人がいなかった。伝達の方法や各種避難情報に対する区民の理解・受け止め方などを検証し、よりよい避難行動が行えるようにしたい。	—	・災害時に情報を入手することが困難な聴覚・視覚障害者には、事前の申請に基づいて電話・FAXで避難情報を伝達するが、登録者が伸び悩んでいる。	・水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。



① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
避難誘導体制	<p>現状</p> <p>・警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。</p>	<p>1 地域又は町会単位に避難所へ誘導し、避難所には「〇〇避難所」と標示する。</p> <p>2 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、なわ張り等をするほか誘導員を配置して事故防止に努める。夜間の場合は、照明資機材を活用して誘導の適正を期する。</p> <p>3 避難誘導に際し、家財衣類等財産の確保のため残留している者等について特に留意し、避難の勧告又は指示に従うよう説得に努めるほか、状況に応じて警察署は強制措置をとるものとする。</p> <p>4 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を関係防災機関に通知するとともに、避難誘導は区、警察署及び消防署(消防団)が密接な連携のもとに、防災区民組織、町会・自治会等の民間協力団体の協力を得て実施する。</p>	<p>・風水害時に、浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、区は、状況に応じて職員による誘導あるいは防災行政無線放送の活用等により、避難所へ要避難者を誘導する。</p>	<p>・避難勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織(町会、自治会)単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿及び個別計画や日頃の情報に基づいて、伝達・誘導に努める。</p>	<p>・警察及び消防の協力を得て、原則として町会・自治会単位に避難所に誘導する。</p>	<p>・避難誘導態勢は、下記の避難先を目標として避難誘導する。しかし、急な浸水等により、身の安全を図ることが困難と判断される場合には、付近の小・中学校又は他の3階以上の堅牢な建物へ避難させる。</p> <p>※「避難先」については以下のとおり                  (1) 広域避難 区外への広域避難を実施する。(都に近隣区市との調整を要請)                  (2) 区内における避難 広域避難を実施する時間的余裕がない場合①要配慮者は水害時避難場所へ避難②想定される浸水深により水没する建物の住民は、3階以上の堅牢な建物へ避難するよう勧告又は指示する。</p>	<p>・区民は自らの判断で避難行動をとることが原則ではあるが、状況により警察署及び消防署の協力を得て、災害協力隊(自主防災組織)を中心とした区民の協働による効果的な避難を図る。</p>	<p>・東京都北区地域防災計画(風水害対策編)平成27年3月改定 P116より                  ・避難誘導体制は、区は避難地域と避難先の決定、警察署は避難誘導、消防署は災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。</p>	<p>・避難勧告、避難指示が出された場合は、区、消防署、警察署が連携し、高台や指定緊急避難場所等へ誘導する。                  ・避難行動要支援者については、関係部署や指定管理者等と連携して避難準備情報が発令された段階で避難を開始する。                  また、避難誘導をスムーズに行うことができるよう、町会長や民生委員等に対して、本年8月に全戸配布したハザードマップをもとに、広域避難の考え方や避難方法等について説明を行った。</p>	<p>・板橋区職員、消防団員、住民防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。屋外への避難が危険な場合の屋内安全確保についても周知する。</p>	<p>・避難の誘導は、警察、消防、消防団、区職員が連携し対応する。                  ・避難行動要支援者の所在を民生児童委員などで平常時から把握しておくとともに、自主防災組織等地域の協力を得て避難誘導する。</p>	<p>・避難誘導体制は定めていない。</p>	<p>・避難勧告、指示に基づく、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導を行うものとしている。</p>
課題	—	<p>・避難が必要な場合において、地下鉄等の交通機関が早期に運行停止となったとき、徒歩での移動となるため、対応を検討する必要がある。</p>	—	—	—	<p>・広域避難体制づくりが課題である。</p>	<p>・避難行動要支援者等の避難、避難距離、高い避難率の確保等を念頭に、避難手段や避難誘導等のあり方について、具体的に検討していく必要がある。</p>	—	<p>・広域避難を行う際の移動手段の確保及び避難行動要支援者の避難方法の判断等について検討する必要がある。</p>	—	—	<p>・警察や消防団等と連携した避難誘導体制について検討していく必要がある。</p>	<p>・避難に対する住民の意識が低い。                  ・避難先が特定されていないため自主避難ができない。                  ・警察、消防との役割分担ができていない。                  ・交通手段を特定できていない。                  ・他地区から区内への流入防止策がない。                  ・交通管理者との調整、誘導体制の構築。</p>

②水防に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
河川水位等に係る情報提供	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の雨量情報、水位情報、水位映像、仮排水機所情報及び神田川上流部の雨量情報、水位情報を収集</li> <li>区内の雨量情報、水位情報、水位映像を区のホームページで公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ちゅうおう安全・安心メール」で指定河川の洪水予報を配信している。</li> <li>地下街や要配慮者施設に対し、FAXによる情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古川(都管理)は登録制防災メールにより水位上昇を周知。荒川については洪水予報を登録制防災メールで周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HP、SNS、文の京安心・防災メール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやたいとう防災気象情報メールなどによる情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報等について、水防法第15条に基づく地下街等に対して、FAXによる情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ホームページまたは、あらかじめ「こうとう安全安心メール」に登録した人に対して、指定河川洪水予報を配信している。</li> <li>ハザードマップに河川の水位情報等がわかるサイトのURLを掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北区水位・雨量情報システム(石神井川)」を、ホームページで閲覧</li> <li>北区防災気象情報メールを配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ホームページ、区メールマガジン、区公式ツイッター、区公式フェイスブック等により、適宜、情報を発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石神井川・新河岸川・白子川の水位・雨量情報を、区ホームページで閲覧</li> <li>また、防災気象情報メールにて配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>足立区水防活動の手引きにて、河川水位に応じた職員への連絡体制が確立されている。</li> <li>また、HPやAメール(足立区のシステム)で区民に情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ホームページに河川事務所のホームページのリンクを掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位等の洪水予報は河川管理者からFAXや防災行政無線をとおして伝達される。</li> </ul>
	課題	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者等が一般公開している河川水位等のホームページを区民等にも周知していく必要がある。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間における情報提供の場合、ホームページやメールマガジン等のメディアによる情報提供だけでは区民が気が付かないことも考えられることから、広報車等による情報提供についても検討していく。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題になっている。</li> </ul>	—	—
河川の巡視・水防活動の実施体制	現状	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防本部設置時に、重要水防箇所(国管理河川)及び水防上注意を要する箇所(都管理河川)を中心に、必要に応じて巡視を行っている。</li> <li>一定の地震が発生した場合には、上記箇所及び内部河川について、緊急護岸点検を行う体制を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川の水位を観測し、所定の水位に達した時は、高水敷にある区施設の撤去作業と利用者の退去を促している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川については、北区内のうち岩淵水門～板橋区境。隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象状況や水位の状況に応じて管内の河川・堤防を巡視する。</li> <li>また、必要に応じて消防及び警察機関に応援を要請し活動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>足立区水防活動の手引きにて、巡視位置を定め、区職員が巡視を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防上注意を要する箇所を中心に巡視する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者、消防署とともに河川の巡視を実施している。</li> </ul>	
	課題	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の経験等から巡視箇所を設定しているが、出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題になっている。</li> </ul>	—	—

## ②水防に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
水防資機材の整備状況	現状	・土嚮 6,500袋 ・ポンプ 9台 などの水防資機材を整備	・土嚮、ベニヤ板、スコップ等の水防用資器材を区内水防倉庫に保管	・土嚮、シヨベル等の資機材を配備	・土嚮袋16,700枚 排水ポンプ8台 水中ポンプ5台 その他必要機材を整備	・土嚮及び土嚮袋などの水防資機材を整備	・土嚮袋、排水ポンプ、ゴムボート等を整備 (詳細は地域防災計画に記載)	・土嚮、土嚮袋、スコップ、ブルーシート、排水ポンプ等の水防資機材を区内の水防倉庫や土の置き場に整備	・土嚮 4,000袋 ・ポンプ 13台 などの水防資機材を整備	・土嚮 3,350袋 ・土嚮留杭 1,100本	・土嚮袋、シヨベルなどの資機材を整備	・土嚮、排水ポンプなどの水防資機材を整備	・土嚮35300袋、土嚮留杭2580本等を区の水防倉庫に分散して保管している ・2tポンプ車1台を保有している。	
	課題	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・現在所有している資器材で行う水防工法を行える職員が少なくなっている。 ・新技術の開発に注視し、資機材を準備していく必要がある。	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	—	・止水用の土嚮等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応する。	・地下駐車場入り口への止水板の設置等	・庁舎においては、地下駐車場出入口に止水板を設置するとともに、止水用の土嚮を整備している。	・台東区役所本庁舎においては、止水板などの風水害資機材を整備しているが、万一、浸水等により活用が不能となった場合、谷中防災コミュニティセンターを災害対策本部の代替施設として活用する。	・庁舎においては止水板を配備している。	・防災センターにおいて水防本部又は災害対策本部を設置し、情報の収集に努め、関係各機関との連携を図るとともに、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する。	—	・防災センターに止水版を設置するとともに、防災行政無線起動のための発電機を屋上に設置している。	—	・区庁舎は庁舎管理課で作成しているが、荒川が氾濫した場合、地下にある電力設備が使用不可能な状況になる。 ・災害拠点病院はそれぞれで作成している。	・庁舎における対応について、別紙「配備態勢の種類と配置基準」とおり ・災害拠点病院等の対応は基準はなし	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。
	課題	—	・洪水の状況によっては地下階への浸水を防ぐことはできないため、区役所庁舎の周囲に止水壁の設置を検討している。	—	—	—	・庁舎、災害拠点病院等の水害時の対応に関して、明確な規定がないため、新たに検討する必要がある。	—	—	—	—	—	・本庁舎の電源設備を今ある地下から動かすには莫大な費用がかかるため、電気が必要なエリア(フロア)を限定する等対策を検討中。	・大規模水害時は病院が水没するため、自区内での医療行為ができない。 ・災害拠点病院等16病院のうち、14病院が水没。

## ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
排水施設、排水資機材の操作、運用等の水害時における対応	現状	・西神田仮排水機所	—	・区内1カ所に排水場を設け、低地に内水排除に努めている。	・毎年、動作点検及び操作訓練を実施	・台東区該当なし	・該当なし	・該当する施設を所管していない。	・平成28年度 マニュアルの作成予定	—	—	・足立区排水場操作規定に基づき、水位計の示す高位により排水ポンプの運転を開始する。	・葛飾区水元小合溜浄化施設を操作規定に基づき運転	・区は都下水道局の排水施設及び大規模水害時は国の排水ポンプ車に頼っている。
	課題	—	—	—	—	—	・大規模水害時の排水施設の稼働について、都との連携状況等を確認する必要がある。	—	—	—	—	—	・近年各地で異常気象による豪雨や台風等による被害が発生しているため、所要人員の確保ができなければ、甚大な被害が発生する可能性がある。	—

1. 現状の水害リスク情報や取り組み状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局
想定される浸水リスクの周知	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を公表しており、今後氾濫シミュレーション結果も公表予定 ・洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの見直しが必要。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知 ・直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、荒川下流河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン) ・荒川タイムライン(試行版)を策定するとともに、タイムライン時刻の情報提供等を実施
避難勧告等の発令基準	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・長時間先の情報提供が求められている。
避難場所・避難経路	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクの掲載
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・気象庁は最新の科学技術を取り入れ、「防災気象情報」を提供。 ・防災気象情報は、区市町村では避難勧告等の判断材料として、住民はさらなる情報入手や安全確保行動のきっかけとして利用されている。 ・自治体等からは、より精度が高く、きめ細かく、危険度の違いが分かりやすい情報の提供が求められている。 ・台風及びその周辺域での広域な雨量の数日先までの予測は、精度に限界があるが、可能性が高くなると社会に大きな影響を与える現象については、発生のおそれを積極的に伝えていく。 ・集中豪雨を区市町村単位で発生場所、時刻を特定した予測は困難であるが、危険度の高まりを伝え、そのタイミングやエリアを確認できる仕組みが必要。
避難誘導体制	現状	-	-	-	-
課題	-	-	-	-	-

② 水防に関する事項

項目	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局
河川水位等に係る情報提供	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。 ・河川情報について、区民に向けたわかりやすい情報発信が必要である。
河川の巡視・水防活動の実施体制	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・出水期前に、関係機関と洪水に対しリスクが高い区間の共同点検を実施 ・出水時に河川管理施設を点検するための巡視を実施
水防資機材の整備状況	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・事務所、出張所、防災ステーション等に水防資機材を備蓄 ・事務所に移動式排水ポンプを配備
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	-

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局
排水施設、排水資機材の操作・運用等の水害時における対応	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・排水施設等の操作は、操作規則に基づき実施 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機器を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保 ・排水機の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる懸念がある。
ダムの操作運用について	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・ダム操作は、操作規則等に基づき実施 ・下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法について検討が必要である。

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	関東地方整備局
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状	-	-	-	-
	課題	-	-	-	・荒川水系河川整備計画(大臣管理区間)に基づき、戦後最大洪水(昭和22年9月カスリーン台風)と同規模の洪水等が発生しても災害の発生を防止することを目標として、堤防の整備等を実施 ・引き続き堤防整備が必要。 ・橋梁の桁下蓋やその周辺の堤防高が計画堤防高に対して低い箇所があり、対策を実施していく必要がある。 ・計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装を実施していく必要がある。

●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題	目標時期	取組機関 (●:実施済み ○:実施予定[引き続き実施含む])																
					関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区
1) 洪水を河川内で安全に流すための取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		優先的に実施する堤防整備(橋梁部周辺対策)	U	平成31年度	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		堤防整備	T	引き続き実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		橋梁対策等の実施	U	引き続き実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ① 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組																					
■基盤整備																					
		円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災無線等)を整備	E	平成28年度から実施	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		簡易水位計や量水標等の設置	K	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		長期的な水位予測が可能なシステムの整備	BCD	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	平成28年度から実施	—	—	—	—	—	●	○	○	○	●	●	●	—	●	●	○	
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																					
		想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	L	実施済み	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションの公表	L	平成28年度	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		浸水特性を考慮した避難計画の策定	DEHJ	平成28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知	AE	平成28年度から順次実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまるとハザードマップの整備	EF	平成28年度から順次実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	
		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施	PQ	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	BCD	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■タイムラインの策定・運用																					
		荒川下流タイムラインの策定・運用	BCD	平成28年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		実践的な訓練の実施	B	平成28年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	
		気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	平成29年度から実施	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■防災教育や防災知識の普及																					
		水害時の事前準備に関する問合せ窓口の設置	F	平成28年度から実施	●	—	—	●	—	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		小中学校における水災害教育の実施	F	平成28年度から実施	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		教員を対象とした講習会の実施	F	平成28年度から順次実施	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	
		出前講座等を活用した講習会の実施	F	平成28年度から実施	○	—	○	○	—	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料作成の実施	F	平成28年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、区民向け周知	FG	平成28年度から順次実施	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		〔再掲〕気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	平成29年度から実施	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		風水害の体験型訓練の実施	F	平成28年度から実施	○	—	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	○	○	
		職員の出水時の知識・経験の継承	F	平成28年度から実施	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○	○	○	
■垂直避難者の発生を踏まえた被害軽減の対策																					
		垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実施	F	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	○	○	
		垂直避難者の被害の軽減に向けた対策を実施	D	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	○	○	
2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組																					
■危機管理型ハード対策																					
		堤防天端保護の実施	V	平成31年度	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																					
		既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	S	平成28年度から実施	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■効果的な水防活動を行うための水防体制強化																					
		消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	M	引き続き実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		毎年、水害リスクの高い箇所を共同点検を実施	M	引き続き実施	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—	○	○	
		毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	N	引き続き実施	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		水防活動の担い手となる消防団や水防協力団体の募集・指定促進	O	引き続き実施	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	○	
		迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備	O	平成28年度から実施	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
		排水施設の耐水化を実施	R	平成29年度から実施	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組																					
■施設の耐水化																					
		〔再掲〕排水施設の耐水化を実施	R	平成29年度から実施	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		〔再掲〕浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	平成28年度から実施	—	—	—	—	—	●	○	○	○	●	●	●	—	●	●	○	
■排水計画作成及び訓練の実施																					
		氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	平成28年度から実施	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練の実施	R	平成28年度から実施	○	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	○	

●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
1) 洪水を河川内で安全に流すための取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		優先的に実施する堤防整備(橋梁部周辺対策)	U	優先的に実施する堤防整備として橋梁部周辺対策を実施【平成31年度】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		堤防整備	T	荒川水系河川整備計画に基づき整備を実施【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		橋梁対策等の実施	U	荒川水系河川整備計画に基づき整備を実施【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
2) 大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ①命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組																						
■基礎整備																						
		円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災無線等)を整備	E	—	—	—	—	—	避難者等が集まりやすい公園や広場、駅前等に小型のスピーカーを設置し、一時的な屋外滞留者を対象に地域の情報を放送する。【平成28年度～】	防災用高所カメラの更新及び増設を行う。【平成28年度】	防災行政無線の難聴対策として、ケーブルテレビ回線を利用した屋内設置型の放送端末の導入のほか、防災行政無線と同内容の音声が開ける防災ラジオの普及を図る。【平成28年度～】	防災行政無線設置の難聴エリアを解消するため、屋外スピーカーの増設・移設を行う。【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		簡易水位計や量水標等の設置	K	設置箇所の検討を行い、必要に応じて設置【平成28年度～】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		長期的な水位予測が可能なシステムの整備	B C D	システムの整備を行い継続的に改良を実施【平成28年度～】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	—	—	—	—	—	地下駐車場入口に止水板を設置済み。【実施済み】	庁舎の耐水対策を検討する。【平成28年度～】	止水板等は準備してあるが、今後、浸水防止のための新たな資機材の導入の検討を行う。【平成28年度～】	庁舎の非常用電源の2階以上への設置及び庁舎の耐水対策の強化を検討中	区本庁舎においては、止水板を設置済み【実施済み】	区本庁舎においては、止水板を設置済み【実施済み】	防災センターにおいて、1階入り口に角落としを設置している。非常用電源は防水扉を設置し、耐水対策を行っている。【実施済み】	区庁舎は高台のため特別な対策はなし	本庁舎において、5m浸水する想定に基づき、防災行政無線起動のための非常用仮設電源ルートを2階以上に設定・備蓄物資を本庁舎8階に配備【実施済み】	庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【実施済み】	庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【実施済み】	庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【引き続き実施】	本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保。小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。【引き続き実施】	
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																						
		想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	L	荒川水系洪水浸水想定区域図の公表【実施済み】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションの公表	L	氾濫シミュレーションを公表【平成28年度】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		浸水特性を考慮した避難計画の策定	D E H I J	作成に必要な情報の提供及び策定を支援【平成28年度～】	「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討する。【平成28年度～】	「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討する。【平成28年度～】	中央防災会議の「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討する。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	「江東5区大規模水害対策協議会」において策定した対応方針に基づき、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を行う。【平成28年度～】	「江東5区大規模水害対策協議会」において策定した対応方針に基づき、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を行う。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	関係機関と連携し、広域避難場所や避難方法等について検討していく。【平成28年度～】	「江東5区大規模水害対策協議会」において策定した対応方針に基づき、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を行う。【平成28年度～】	「江東5区大規模水害対策協議会」において策定した対応方針に基づき、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を行う。【平成28年度～】	「江東5区大規模水害対策協議会」において策定した対応方針に基づき、「江東5区広域避難推進協議会」を立ち上げ、広域避難の具体化に向けた検討を行う。【平成28年度～】		
		広域避難計画等を反映した洪水ハザードマップの策定・周知	A E	作成に必要な情報の提供を行う【平成28年度～】	—	—	—	—	浸水想定区域の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正する。【平成29年度～】	国による新たな浸水想定が示された後、中央区洪水ハザードマップの更新に着手する。【平成28年度～】	新たな浸水想定に基づき、浸水ハザードマップを修正予定【平成29年度出水期前まで】	被害想定の見直しを踏まえ、ハザードマップを修正する。【平成29年度～】	広域避難計画等を策定後、洪水ハザードマップ等の見直しを行う。【平成29年度～】	広域避難先の確保が大きな課題ではあるが、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップの策定も検討していく。【平成28年度～】	洪水浸水想定区域の見直しに伴い、洪水ハザードマップを修正する予定である。【平成29年度～】	都の広域避難計画により策定予定【平成28年度～】	国土交通省が平成28年5月に指定・公表した荒川流域における「想定しうる最大規模」の洪水浸水想定をもとに、避難方法や指定緊急避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成し、8月に全戸配布した。【実施済み】	計画の策定と併せて検討していく。【平成28年度～】	今後策定する。【平成28年度～】	見直しをする洪水ハザードマップの作成についてより具体的な内容を盛り込めるように検討する。【平成28年度～】	洪水浸水想定区域の見直し後、洪水ハザードマップを修正する。【平成28年度～】	
		日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの整備	E F	作成に必要な情報の提供及び支援についての検討を行う【平成28年度～】	—	—	—	—	浸水深と避難方向を示すプレートを設置を検討していく。【平成28年度～】	今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	避難標識の設置を含め、検討していく。【平成28年度～】	まるごとまちごとハザードマップについては、複数の被害想定がある中で、どのように住民に周知していくか地域特性に応じて検討を行っていく。【平成28年度～】	今後、区民の意見なども聞きながら「まるごとまちごとハザードマップ」などについて検討していく。【平成28年度～】	準取組として、昔(昭和34年)から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。【実施済み】	要検討	地域からの要望・意見を踏まえ、想定浸水深シールの設置など、他の方法も視野に入れ、情報発信の方法について検討する。【平成28年度～】	洪水ハザードマップの増刷・土砂災害ハザードマップの作成【平成28年度】	新たな浸水想定区域図に基づいて、設置を進めていく。(ただし、当区にとって一番大きな被害が想定される河川の浸水想定深を表示予定)【平成31年度】	新たな洪水浸水想定区域図に基づき、既存のまるごとまちごとハザードマップの見直しについて検討する。【平成30年度～】	洪水浸水想定区域の見直し後、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討する。		

●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施	P Q	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援【平成28年度～】	—	—	—	—	・地下街等や要配慮者利用施設に対して避難確保・浸水防止計画の策定を働きかける。	・要配慮者利用施設管理者に対して避難確保計画の策定を働きかけている。【引き続き実施】	・浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保・浸水防止計画を作成している。【実施済み】	・避難計画の作成等の必要性について、周知していく。	・要配慮者施設において策定している避難計画の想定災害に、水害も加えて訓練を促す。【平成28年度～】	・関係部署へ、震災対応訓練だけでなく水害対応訓練についても実施できるように検討していく。	・避難計画の作成等の必要性について、周知していく。【平成28年度～】	・各事業所の訓練実施に促していく。【実施済み】	・要配慮者施設における避難計画については作成中である。 ・今後、様々な状況を想定した上で、計画を精査していく。【平成28年度～】	・要配慮者施設において水害を対象とした避難計画が策定できるかどうか、今後検討していく。	・地域防災計画に、洪水のみを対象とした要配慮者利用施設は規定されていないが、既存の要配慮者利用施設を今後地域防災計画へ記載することを検討する。 ・また、毎年、区の総合防災訓練で数カ所の施設は避難訓練を実施している。【引き続き実施】	・避難確保計画の作成等の必要性について、周知していく。【引き続き実施】	・水没後も活動を継続できるようなBOPづくりを促し、要配慮者施設どうしの受入れのための連携、協定締結等の支援を検討する。
		広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	B C D	・作成に必要な情報の提供を行う【平成28年度～】	—	—	—	—	・広域的な避難を要しない地区であるため、広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準を定めていない。	・協議会における広域避難計画の策定を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しの必要性を検討する。【平成28年度～】	・隣接区と連携しながら検討していく。【平成28年度～】	・隣接区や関係団体の動向を確認しながら、広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準について、見直しを含めた検討の必要性を判断していく。	・発令基準の見直しは行わないが、周辺区と連携して対応していく。【引き続き実施】	・「江東5区大規模水害対策協議会」で策定された対応方針を踏まえ、見直しを行う。【平成28年度～】	・「江東5区大規模水害対策協議会」で策定された対応方針を踏まえ、見直しを行う。【平成28年度～】	・上記による広域避難計画を踏まえて見直しを行う【平成28年度～】	・避難計画策定に合わせて見直しを行う。【平成28年度～】	・計画の策定と併せて検討していく。	・「江東5区大規模水害対策協議会」で策定された対応方針を踏まえ、見直しを行う。【平成28年度～】	・「江東5区大規模水害対策協議会」で策定された対応方針を踏まえ、見直しを行う。【平成28年度～】	・「江東5区大規模水害対策協議会」で策定された対応方針を踏まえ、見直しを行う。【平成28年度～】
■タイムラインの策定、運用																					
	荒川下流タイムラインの策定・運用	B C D	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」に参加【平成28年度～】	・「荒川下流域を対象としたタイムライン」に、必要な情報を提供する。【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・平成26年度に時系列の災害対応を整理した事前行動計画(タイムライン)を策定。【実施済み】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・区において台風に伴う水害・土砂災害対策のタイムラインを策定している。【実施済み】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】	・荒川下流タイムライン策定に向け、「荒川下流域を対象としたタイムライン専門部会」において検討を実施【平成28年度～】
	実践的な訓練の実施	B	・トップセミナーの開催【引き続き実施】 ・訓練への参加【引き続き実施】	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難確保ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	・避難訓練時に必要な情報を提供する。【平成28年度～】	・水防管理者が実施する訓練への参加や支援【平成28年度～】	・区の取組を支援していく。	・今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	・今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	—	—	—	—	・職員対応訓練の中に、水害関連の訓練も実施するよう検討していく。	—	・要検討	—	・今後検討していく。	・今後検討を行っている。	・有効的な訓練の手法について検討する。【平成28年度～】	・大規模水害を想定した訓練は実施していないため、本部訓練の実施から検討する。
	気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	—	—	—	・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」の実施。 ・メッシュ情報の充実化【平成29年度出水期～】 ・自治体向け防災情報提供システムにおいて、情報提供の試行を開始【実施済み】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
■防災教育や防災知識の普及																					
	水害時の事前準備に関する問合せ窓口の設置	F	防災企画室に設置済み【実施済み】	—	—	・ホットライン窓口を設定し、担当予報官が今後の気象の見直し、留意点等について解説【実施済み】	—	・今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	・土のうの配布など、事前準備に関する問合せに適切に対応している。【引き続き実施】	・問合せの内容に応じて、関係部署が適宜対応する。【実施済み】	・必要な事前準備情報については、区ホームページや水害ハザードマップの中で周知している。【引き続き実施】	・平常時において、風水害に限らず問合せ対応を実施している。【引き続き実施】	・水害ハザードマップ等の問合せともに対応している。	・現行の組織体制で対応している。【引き続き実施】	・現行の組織体制で対応している。【実施済み】	・日常から所管課で対応している。【引き続き実施】	・危機管理室及び土木部が中心となって対応する。【引き続き実施】	・問合せ窓口は、水防本部設置時は、都市建設部企画調整課であり、災害対策本部設置時は危機管理室災害対策課としている。【実施済み】	・防災課で対応する【引き続き実施】	・ハザードマップ等に関する問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	
	小中学校における水災害教育の実施	F	・要望に応じて積極的に協力する【平成28年度～】	—	・ダム見学の機会を活用した防災面の啓発活動を実施する。【引き続き実施】	・河川事務所及び流域各々の取り組みに協力する【平成28年度～】	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。【引き続き実施】	・今後、教育委員会と連携して推進していく。【平成28年度～】	・区の実情に沿った水災害教育の実施を検討する。【平成28年度～】	・今後、区教育委員会等と実施を検討していく。	・今後、教育委員会と連携して推進していく。【平成28年度～】	・区教育委員会等と調整し、実施を検討していく。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴を学習している。【引き続き実施】	・教育関係機関へ働きかけていく。【平成28年度～】	・小中学生向けの区報に水害に関する記事を掲載し、その家族を含めた啓発を行う。【引き続き実施】	・地元自主防災組織と共同して、「防災マップ」を作成した。【実施済み】	・講演会等を通して荒川等の水害について説明を行っている。【引き続き実施】	・小中学校で活用できる水災害に関する資料の提供について検討する。【平成28年度～】	・小中学校の総合学習の中で防災教育(地震、風水害)を継続していく。【引き続き実施】		
	教員を対象とした講習会の実施	F	・要望に応じて積極的に協力する【平成28年度～】	—	・下流域の教育委員会の要望に応じて実施する。【平成28年度～】	・河川事務所及び流域各々の取り組みに協力する【平成28年度～】	・今後、教育委員会と連携して推進していく。【平成28年度～】	・区の実情に沿った水災害講習の実施を検討する。【平成28年度～】	・今後、区教育委員会等と実施を検討していく。	—	・区教育委員会等と調整し、実施を検討していく。	・避難所となる各学校で開催される連絡会等の機会に教職員を対象とした講習会を行う。【引き続き実施】	・区教育委員会等と調整し、実施を検討していく。【平成29年度～】	・今後、教育委員会事務局と調整し、実施を検討していく。【平成28年度～】	・区教育委員会及び荒川等の水害について説明を行っている。【引き続き実施】	・講演会等を通して荒川等の水害について説明を行っている。【引き続き実施】	・学校からの要望に応じて、実施する	・区内小中学校の校長、教員等を対象にした防災に係る勉強会を継続していく。【引き続き実施】			
	出前講座等を活用した講習会の実施	F	・要望に応じて積極的に協力する【平成28年度～】	—	・関係機関の要望に応じて実施する。【平成28年度～】	・河川事務所及び流域各々の取り組みに協力する【平成28年度～】	・職員が直接出向き、大地震や水害等の防災対策について講習会を行っている。【実施済み】	・今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	・関係機関と協力して、要請に応じて実施する。【平成28年度～】	・要請に応じ実施を検討する。	・町会やマンションからなどの要望に応じて、風水害における出前講座等を実施している。【引き続き実施】	・町会等の要請に応じて実施を検討していく。	・要請により区民等を対象とした講習会を行う。【引き続き実施】	・毎年11月に「環境展」で小学生対象の出前講座を実施している。【実施済み】	・要請に応じて出前講座等を開催している。【引き続き実施】	・町会等の要請に応じて実施している。【引き続き実施】	・講演会等を通して荒川等の水害について説明を行っている。【引き続き実施】	・学校に新たに設置されたマンホールトイレ等の防災設備を例に、小学生向けの防災学習に取り組んでいる。【引き続き実施】	・町会や自治会、事業者団体からの依頼に基づき、防災講演会を実施している。【引き続き実施】		

●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区					
		効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料作成の実施	F	・わかりやすい資料を作成し、積極的に広報活動を行う【平成28年度～】	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	・「水防災意識社会」再構築を意識した広報に取り組み。【平成28年度～】	・河川事務所及び流域各区の取り組みに協力する【平成28年度～】	・広報と連携した、啓発支援に取り組んでいく。【引き続き実施】	・ハザードマップや区報(土のうの配布等)などにより、水害に関する有益な情報を発信している。【引き続き実施】	・毎年出水期前に、浸水対策を働きかけるリーフレットを作成し、新聞折り込み等で区民に広報する。【引き続き実施】	・広報紙等で周知していく。【平成28年度～】	・水害ハザードマップや発行の防災対策パンフレット、ホームページなどから水害に関する情報を提供していく。【引き続き実施】	・台東区洪水ハザードマップや台東区安全安心ハンドブック、ホームページなどから、引き続き、水害に関する有益な情報を発信していく。【引き続き実施】	・毎年、区報の中で水害に関する情報を提供している	・洪水ハザードマップやホームページなどから、水害に関する有益な情報を発信していく。【引き続き実施】	・政策提案共同事業で、NPO団体と協働し、過去の水害を記録に残したDVDや、水害水路図、水害年表、子供向けパンフレットの作成を行う。【平成28年度～】	・水害に対する意識向上のため、防災アプリや洪水ハザードマップ、区報等において、注意喚起や水害対策の啓発につながる記事を作成する。【引き続き実施】	・洪水ハザードマップや作成中の土砂災害ハザードマップの配布。また、区HPや広報を通して啓発に努めていく。【平成28年度～】	・今後検討する。	・区ホームページや広報誌を通じて、水防災について情報発信を図る。【引き続き実施】	・区のホームページや、くらしの便利帳(全戸配布)において防災に関する情報を掲載している。【引き続き実施】					
		区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、周知	F G	・ブッシュ型の洪水予報の情報発信を実施【平成29年度～】	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	・ダムに関するリアルタイム広報の継続実施及び改善を行う。【引き続き実施】	・定期的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供	—	・メール配信サービスを活用し、指定河川(荒川・神田川)に係る洪水予報の発信や区内の雨量情報、水位情報、水位映像をホームページで公開。【引き続き実施】	・区民向け登録制メールサービスで荒川洪水予報を配信している。今後は新たな手段についても検討していく。【平成28年度～】	・現在導入している発信手段の他、新たな手段について検討していく。【平成28年度～】	・区民向け登録制メール配信サービスにて河川情報を配信するとともに、防災用ホームページにて、気象情報、雨量情報、水位情報、水位映像等を公開している。【引き続き実施】	・区民向け登録制メール配信サービスにて、指定河川情報を配信している。また、連動してホームページにも掲載される仕組みとなっている。【引き続き実施】	・区のホームページ、SNS等の媒体等を通じて、効果的な周知方法を検討する。	・区ホームページまたは、あらかじめ「こうとう安全安心メール」に登録した人に対して、指定河川洪水予報を配信している。【実施済み】	・スマートフォン等利用できる「荒川区防災アプリ」において水害に関する情報を配信し、周知を図っていく。【引き続き実施】	・地元自主防災組織と共同して、「防災マップ」を作成した。【実施済み】	・今後、地域防災力の向上につなげていく。【平成28年度～】	・今後検討する。	・広報紙等で、毎年周知をする【引き続き実施】	・くらしの便利帳(全戸配布)において、河川情報の確認方法及び提供元を掲載している。【引き続き実施】					
		《再掲》気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	—	—	—	・定期的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		風水害の体験型訓練の実施	F	・要望に応じて積極的に協力する【平成28年度～】	—	・訓練に必要な情報を提供する。【平成28年度～】	—	・風水害の体験型訓練を拡充していく【引き続き実施】	・水防訓練の中で、消防署の協力を得て水圧ドア体験を行っている。【引き続き実施】	・今後、検討を進めていく。【平成28年度～】	—	—	・荒川下流河川事務所が管理している降雨体験車等を活用していく。【引き続き実施】	・風水害の避難訓練の実施について検討していく。	・毎年、水防訓練の中で、東京都下水道局の協力を得て水圧ドア体験を行っている。【引き続き実施】	—	・水防訓練において、区民が参加できる体験型訓練を実施している。(簡易水圧の作成・設置、水圧ドア体験等)【引き続き実施】	・毎年、水防訓練の中で、東京都下水道局の協力を得て水圧ドア体験を行っている。【引き続き実施】	・足立区・消防署合同総合水防訓練にて、区民も参加の上、タイムラインを運用した避難訓練を実施している。【引き続き実施】	・水害を想定した避難訓練等の実施について検討する	—					
		職員の出水時の知識・経験の継承	F	・引き続き実施するとともに、要望に応じて積極的に協力する【平成28年度～】	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	—	—	・水防訓練を実施し、水防に関する知識の継承を図る。【引き続き実施】	・毎年台風シーズン前に水防訓練を実施し、水防に関する知識の継承を図っている。【引き続き実施】	—	—	・「風水害及び雪害活動実施要領」などのマニュアルから知識・経験の継承をしていく。【引き続き実施】	—	・毎年、水害時の写真を展示するなどして、当時の経験を風化させないように啓発している。【引き続き実施】	—	・「荒川区水防活動計画」に基づき、水防訓練を継続的に実施する。【引き続き実施】	・活動マニュアルを作成し、都度更新している。【引き続き実施】	・出水時の緊急対応行動や必要知識習得のため職員研修を行っている。【引き続き実施】	・防災課職員用のマニュアルを作成する【平成28年度～】	・知識として新研修や職員研修において、区の水害の歴史を学習。【引き続き実施】	・毎年実施している江戸川区合同水防訓練において、各種水防工法を実施している。【引き続き実施】					
■垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策																										
		垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実施	F	・啓発に向けた広報を実施【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・シンポジウムや講演会の実施	・Webサイト、パンフレットの作成【平成28年度～】	・シンポジウムや講演会の実施	・Webサイト、パンフレットの作成【平成28年度～】	・早期の広域避難の必要性をホームページ、広報紙など機会を捉えて周知する。【平成28年度～】	・ハザードマップに記載している。【実施済み】	—	・シンポジウムや講演会の実施	・Webサイト、パンフレットの作成【平成28年度～】	・シンポジウムや講演会の実施	・Webサイト、パンフレットの作成【平成28年度～】		
		垂直避難者の被害の低減に向けた対策を実施	D	・検討に必要な情報提供等の支援【平成28年度～】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・避難用のボートの調達や訓練を実施	・緊急避難先の確保や物資の拡充のため、民間事業者等との協力協定を締結する。【引き続き実施】	・区内の防災備蓄倉庫及び水防倉庫に配備されているゴムボートについて、活用方法を再検討する。	・避難用のボートの調達や訓練を実施	・緊急避難先の確保や物資の拡充のため、民間事業者等との協力協定を締結する。【引き続き実施】	・区から消防団へ、救助用ボートを配備している。【実施済み】	・消防団と連携して救命用ボートを活用した訓練を実施していく。【平成28年度～】	・啓発用のリーフレットの発行を検討する。【平成28年度～】	・避難用のボートの調達や訓練を実施	・緊急避難先の確保や物資の拡充のため、民間事業者等との協力協定を締結する。【引き続き実施】	・本田消防団に4艇、金町消防団に2艇ゴムボートを貸与しているため、ボート活用訓練の成果等について検証していく	・災害救助用ボートを3箇年計画で消防団分団(26分団)に配備する。【平成28～30年度】	・条例に基づき、共同住宅等の建築業者に対して備蓄倉庫や救助用ボート等の設置を義務付け、水防意識向上を図る。【引き続き実施】



●概ね5年で実施する取組

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
2)大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組																						
■危機管理型ハード対策																						
		堤防天端保護の実施	V	・天端の保護工を実施【平成31年度】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																						
		既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	S	・異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に関する検討 ・特別防災操作(下流の被害軽減)に関する検討【平成28年度～】	—	・ダムの機能を最大限活用する洪水調節方法の検討を実施する。【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■効果的な水防活動を行うための水防体制強化																						
		消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	M	・消防団等に的確に情報が伝わるよう区を通して訓練を実施【引き続き実施】	—	—	—	—	・毎年5月に行われる洪水予報伝達訓練にあわせて、水防法第15条に基づく地下街等と情報伝達訓練を行っている。【引き続き実施】	・毎年出水期前に、地下街等管理者及び要配慮者利用施設管理者と洪水予報伝達演習を実施している。【引き続き実施】	・要配慮者利用施設や地下街等に対する伝達訓練を実施している。【引き続き実施】	・関係団体との適切な連絡体制を構築するとともに、連絡手段の多様化に努めていく。	・引き続き、水防訓練などを通じて連絡体制などについて実施していく。【引き続き実施】	・毎年5月に行われる洪水予報伝達訓練にあわせて、水防法第15条に基づく地下街等と情報伝達訓練を行っている。【引き続き実施】	・区内消防署と調整する。【引き続き実施】	・引き続き、水防訓練などを通じて連絡体制などについて実施していく。【引き続き実施】	・水防訓練の際に、消防署と伝達訓練を実施している。【引き続き実施】	・毎年行われている水防演習などを通じて連絡体制を確認している。【引き続き実施】	・消防団への連絡体制等は、区の指揮命令系統にない、東京消防庁を通じて今後実施を検討していく。	・消防署を通じて、消防団(水防団)との連携を強化していく。【引き続き実施】	・消防署及び消防団(水防団)との連携を強化していく。	
		毎年、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	M	・重要水防箇所の共同点検を実施【引き続き実施】	—	—	・河川事務所が実施し、流域区市町が参加する共同点検の参加【平成29年度～】	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検への参加【平成29年度～】	—	—	—	—	—	・国、都と共同で護岸の点検を行っている。【引き続き実施】	・国、消防署と共同で共同点検を行っている。【引き続き実施】	・国、消防署等の関係機関と共同点検を実施している。【引き続き実施】	—	・都や消防と共同で点検を行っている。【引き続き実施】	・関係機関との共同点検を引き続き行っていく。【引き続き実施】	・河川管理者や消防署とともに河川の巡視を実施している【引き続き実施】	・河川管理者、消防署とともに河川の巡視を実施している【引き続き実施】	
		毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施	N	・水防管理団体が行う水防訓練への参加【引き続き実施】	—	—	・協議会関係機関が実施する訓練に必要に応じて協力する。【平成28年度～】	・利根川水系合同水防訓練への参加【引き続き実施】	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・区、消防署、消防団と協働して、毎年台風シーズン前に水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・毎年実施している。【引き続き実施】	・年1回関係機関と合同で水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・毎年、5月の水防月間に、区と消防機関が合同で、町会等の関係機関も参加した水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・毎年5月に消防署との合同水防訓練を行っている【引き続き実施】	・毎年消防署との合同水防訓練を実施している【引き続き実施】	・毎年5月に消防署・区の合同水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・荒川区水防訓練を継続実施している。【引き続き実施】	・毎年5月に、区と消防機関が合同で、町会や災害時支援ボランティア等の関係機関も参加した水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・例年、5月に東京消防庁と区で合同水防訓練を実施している。【引き続き実施】	・水防訓練を継続実施している。【引き続き実施】	・消防団及び各水防関係機関の連携を強化し、水防態勢の万全を図る目的で水防訓練を実施している。【引き続き実施】	
		水防活動の担い手となる消防団や水防協力団体の募集・指定促進	O	—	—	—	—	—	・区内消防署と協同した入団促進活動を実施。【引き続き実施】	・区内消防署と連携し、消防団員の募集活動を行っている。【引き続き実施】	—	—	—	・他自治体の水防協力団体の指定状況等を確認し、募集等を検討していく。	—	—	・消防署と協力して行っている(消防団)。【引き続き実施】	—	—	・東京消防庁と連携し、消防団員の募集等に協力していく。【引き続き実施】	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を図る。	
		迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備	O	・新技術(水のう等)を活用した資機材等の整備【平成28年度～】	—	—	—	—	・新技術の開発状況を注視し、活用を検討していく。【平成28年度～】	・新技術の開発状況を注視し、活用を検討する。【平成28年度～】	・引き続き検討していく。【引き続き実施】	—	・必要に応じて導入していく。【平成28年度～】	・土のうステーションを整備し、区民等の自主的な水防活動を促す【引き続き実施】	・新技術の開発状況を注視し、必要に応じて導入していく。【引き続き実施】	・北区 水位・雨量情報システム(石神井川)HPで閲覧可能。【引き続き実施】	・新技術の開発状況を注視し、必要に応じて導入していく。【引き続き実施】	・板橋区気象観測システムにて水位・雨量情報を取得・公開(石神井川・白子川・新河岸川)【引き続き実施】	・新技術の開発状況を注視し、効果的な技術や資器材については、適宜活用を検討していく。	—	—	
		排水施設の耐水化を実施	R	・排水機場の耐水化を実施【平成29年度～】	—	—	—	・水門・排水機場の耐震・耐水化対策を行う【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目	事項	内容	課題	関東地方整備局	内閣府	水資源機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区	
2)大規模氾濫に対する被害軽減のための取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組																						
■施設の耐水化																						
		《再掲》排水施設の耐水化を実施	R	・排水機場の耐水化を実施【平成29年度～】	—	—	—	—	・水門・排水機場の耐震・耐水化対策を行う【引き続き実施】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		《再掲》浸水時の災害対応継続のための対策(庁舎の耐水対策等)を実施	Q	—	—	—	—	—	・地下駐車場入口に止水板を設置済み。【実施済み】	・庁舎の耐水対策を検討する。【平成28年度～】	・止水板等は準備してあるが、今後、浸水防止のための新たな資機材の導入の検討を行う。	・庁舎の非常用電源の2階以上への設置及び庁舎の止水対策の強化を検討中	・区本庁舎においては、止水板を設置済み【実施済み】	・区本庁舎においては、止水板を設置済み【実施済み】	・防災センターにおいて、1階入り口に角栓としを設置している。非常用電源は防水扉を設置し、耐水対策を行っている。【実施済み】	・区庁舎は高台のため特別な対策はなし	・本庁舎において、5m浸水する想定に基づき、防災行政無線起動のための非常用仮設電源ルートを2階以上に設定・備蓄物資を本庁舎8階に配備【実施済み】	・庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【実施済み】	・庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【引き続き実施】	・庁舎の施設管理者が、耐水対策の確認を実施している。【引き続き実施】	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保。小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。【引き続き実施】	
■排水計画作成及び訓練の実施																						
		氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	・地域の特性を踏まえた排水機場の排水計画や排水ポンプの設置箇所の選定まで行った排水計画を検討【平成28年度～】	—	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	・排水支援が必要な場合に要請が円滑に行われるよう情報共有を行う。また、効率的な支援の実施のためには、関係機関との送水計画の事前検討や合同訓練、情報伝達体制の強化を予め実施できるよう協力する。【引き続き実施】	—	・氾濫時に排水可能な排水機場や排水ポンプ車について確認し、国の排水計画の策定に協力していく【平成28年度～】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練の実施	R	・機器操作訓練を実施【引き続き実施】	—	・「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」における検討を踏まえ、今後検討を行う。【平成28年度～】	・排水支援が必要な場合に要請が円滑に行われるよう、連絡体制を整備する。【平成28年度～】	・排水訓練に協力する。【平成28年度～】	・災害時における国土交通省との情報交換等に関する協定及び地域防災計画に基づき排水ポンプ車の出動を要請。【引き続き実施】	・排水ポンプ車出動要請について、河川管理者と連絡体制を整備していく。【平成28年度～】	—	—	・毎年実施している水防訓練において対応する。【引き続き実施】	・排水ポンプ車の出動要請について、河川管理者と連絡体制を確認し、排水訓練実施の可否について検討していく。	—	—	—	—	—	—	—	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を構築し、排水ポンプ車の増強を河川管理者に求めている。